

子どもに対してなされる暴行、暴力行為、残虐行為 及び加害行為の処罰に関する一八九八年四月一九-二 一日の法律

フランス刑事立法研究会(訳)

井上, 宜裕
九州大学大学院法学研究院 : 准教授

大貝, 葵
金沢大学人間社会研究域法学系 : 准教授

<https://doi.org/10.15017/27339>

出版情報 : 法政研究. 80 (1), pp.197-204, 2013-07-31. 九州大学法政学会
バージョン :
権利関係 :

子どもに対してなされる暴行、暴力行為、残虐行為及び加害行為の処罰に関する一八九八年四月一九二二日の法律

フランス刑事立法研究会（訳）

はしがき

本資料は、「子どもに対してなされる暴行、暴力行為、残虐行為及び加害行為の処罰に関する一八九八年四月一九二二日の法律 (La loi 19-21 avril 1898 sur la répression des violences, voies de fait, actes de cruauté et attentats commis envers les enfants)」を訳出したものである。⁽¹⁾

本法は、一九世紀末に相次ぐ子どもへの保護を目的とした一連の立法の一つであり、一定の場合に親権喪失の宣告を可能にする、「虐待されまたは心理的に遺棄された子どもへの保護に関する一八九九年七月二四日の法律」⁽²⁾に次ぐものである。

資料 本法の位置づけに関連して、RGARRAUD は、国家が介入すべき義務を有する子どもを四つに分類する。即ち、

①捨て子、物理的に遺棄された子ども、または、孤児 (les enfants trouvés, matériellement abandonnés ou orphelins) / ②心理的に遺棄された子ども (les enfants moralement abandonnés) / ③貧窮し、乞食となり、または、浮浪する子ども (les enfants indigents, mendians ou vagabonds) / ④浮浪及び乞食以外の犯罪で有責となった子どもの四つである。⁽³⁾ その上で、RGARRAUD は、②類型の「心理的に遺棄された子どもとは、親の無力さ、懈怠、もしくは、不善の結果、または、その他の理由により、親の支配下に置かれ、教育が奪われている状態にある者をいう。……心理的に遺棄された子どもは、乞食になったり、浮浪したり、犯罪行為を行ったりはしていないが、彼の家族の中で、彼を歪め、墮落させる教育を受けている」とし、②類型に対する措置として、一八九九年七月二四日の法律に続いて本法を挙げている。⁽⁴⁾

本法が登場する背景及び本法の必要性について、立法提案者の一人である Henry COCHIN は以下の諸点を挙げている。①虐待は最も卑劣な行為であるにもかかわらず、それが法律によって保護された私的住居の中で行われることが多いことから、発覚しづらく、仮に発覚した場合でも、行為者はしばしば親権及び懲戒権の背後に隠れしてしまう点、

②往々にして、裁判所はこの種の事案に対して寛容である点、③裁判官が処罰しようと考えたとしても、例えば、軽微な侵害が反復、継続されるような場合、現行法は裁判官にとって十分な武器とならない点、④現行法は暴行の被害者に関して尊属を除いていかなる区別もしていない点等。

その上で、COCHINは、「少なくとも、立法者は、法律の厳格さを増大させることで、立法者の処罰しようとする意思、さらには、より重く処罰しようとする意思を示すことができる。このような立法者意思の表明は、法律を適用する義務を負う者に何らの影響ももたないということは決してない」として、罪のない子どもを保護するには法律を厳格にする必要があると主張する。⁵⁾

本法律の主たる内容は、以下の通りである。①一五歳以下の子どもを故意に傷害する行為、これを殴打する行為、ならびに、必要な食物及び世話を故意に提供しない行為を特別な犯罪類型とすること、②これらの犯罪が、嫡出、非嫡出もしくは養子縁組による尊属によって、または、当該子どもに対して権限を有しもしくはは監護権を有するその他の者によって行われる場合に刑を加重すること、③身体的または精神的状態の故に、自分で身を守ることができる状況にない子どもまたは無能力者に対する、人気がない場所

または人目のある場所への遺棄及び放棄に関して、刑法典によって示された諸原則を完全に修正すること、④巡業的職業に使用される子どもの保護に関する一八七四年二月七日の法律第二条を修正すること、即ち、処罰類型を拡充し、有罪判決の効果として、後見の解任または親権の喪失を規定すること、⑤本法が規定し処罰する軽罪または重罪のみならず、子どもによってまたは子どもに対してなされるあらゆる軽罪または重罪に適用される一般原則を定立すること、即ち、いずれの場合にも、軽罪または重罪の係属した予審判事は、暫定的に、親による裁判所への申立を除いて、子どもの監護に必要な措置をとる権限を有するものとする、⑥子どもによってまたは子どもに対してなされた重罪または軽罪の係属した法院及び裁判所に、監護権の喪失を宣告し、終局的に、子どもの監護について判断する権限を付与すること。

本法の主眼は、法律名からも看取されるように、子どもに対してなされる暴行等の厳罰化にある。⁷⁾即ち、本法は、未成年者に暴力行為をする成人に対して、とりわけ刑法典をはじめとする諸規定を強化、有責な不作為も処罰対象とした上で、子どもの親及び監護権者が暴行等の行為者である場合に、さらに刑罰を加重することで、子どもの保護を

拡充しようとしている。

もっとも、本法が目指す厳罰化による子どもの保護については、奇しくも COCHIN が指摘しているように、虐待等が発覚しづらい、言い換えれば、暗数の多い行為態様であることに鑑みれば、重罰化はより一層発覚を妨げる一要因となる危険を伴うであろう。

むしろ、本法で着目すべきは、終局的に、子どもの監護について判断することができるよう裁判所の権限を拡大した点であろう。本法の意義について、PEDRON は、子どもに対する暴行等の厳罰化と同時に、本法が暴行等の被害者である子どもの監護に関して判断する権限を裁判所に与えた上、犯罪行為者である未成年者も今後保護せられる対象とした点を捉えて、「本法は、未成年者の保護に関する特別な制度の構築において、決定的な一段階を示している」と評している。⁸⁾

また、GARÇON は、「最近まで、子どもを無罪とした判事は、二つの選択肢しかもたなかった。即ち、子どもの親への引き渡しか、強制訓練所 (une maison de correction) への移送のいずれかであった」とした上で、一九世紀末の立法における少年保護の流れについて次のように述べている。即ち、「虐待され、心理的に遺棄された子ども

の保護に関する一八九八年七月二四日の法律は、資格を欠く親に対する親権喪失の宣告を許容し、二二歳未満の少年の後見及び監護を編成した。……一八九八年四月一九日の法律もまた、より決定的な一歩を踏み出した。子どもによるまたは子どもに対する軽罪または重罪のあらゆる場合に、重罪または軽罪が係属した法院または裁判所は、検察官を聴問した後、終局的に、子どもの監護について判断することができ、法院または裁判所は、親、任意の個人、もしくは、法院もしくは裁判所が指定した慈善施設、またさらには、公的扶助に子どもを委託することができ、予審判事も同様の権限を有するが、一時的なものに限られている。……この法文は、その射程がきわめて広い、大胆な改革を実現する。この法文は、判事の権限を拡充し、行刑コロニーへの移送を必要としないと思料される犯罪少年に対して、彼の教育を保障するため、私的扶助に委ねることを可能にする。裁判所は、今日、この規定をしばしば適用している」と。⁹⁾

このように、本法は、保護の対象を犯罪の被害者となった子どもに限らず、犯罪行為を行った子どもにまで及ぼしている点で、少年の保護の拡充を志向する、一八九八年七月二四日の法律と軌を一にしている。

子どもの保護という視点から、いわゆる非行少年にも幅広く必要な保護を要請する当時のフランスの立法動向は、近時わが国で展開されている、非行少年に対する厳罰化傾向と対照的である。この点、本法は、わが国で非行少年への対応を考える際に立ち返るべき基本的視座を提供しようという意味で、参考になるであろう。¹⁰⁾

他方で、本法は、一五歳以下の少年に対する故意による食物または世話の不提供を処罰対象とする、いわゆる真正不作為犯を規定している。このことから、刑法総論において、とりわけ、不作為犯論の領域で、本法がしばしば取り上げられる。¹¹⁾

フランスにおいて、不作為による作為犯の議論が活発化する契機となった判例として、Poitiers控訴院一九〇一年一月二〇日判決がある。本判決では、精神障害者である成人女性に対する母親による世話の不提供が暴行罪に該当するかが争われ、Poitiers控訴院は、「暴行なくして暴行罪は考えられない」としてこれを否定した。¹²⁾

本件において、暴行罪をめぐる不作為による作為犯の議論が展開された一つの要因として、本法の不作為犯処罰規定が、未成年者のみを客体としており、精神病に罹患した成人女性である本件被害者には適用されなかったことが

挙げられる。

フランスでは、伝統的に、不作為による作為犯（不真正不作為犯）は法定原則違反であり、不作為を処罰するには、明文でその旨規定されていなければならない。その意味で、この伝統を堅持した本件判決は、学説によって広く支持されるに至り、当罰的な不作為については、立法によって解決するという基本姿勢は現在も維持されている。¹³⁾

フランスのこのような動向は、わが国における不真正不作為犯論を精査する意味でも非常に示唆的であり、これと関連する本法の内容を知ることがその前提として不可欠といえよう。

以下、本法律を翻訳して紹介する。なお、翻訳に当たっては、大貝葵（金沢大学人間社会研究域法学系准教授）、及び、井上宜裕（九州大学大学院法学研究院准教授）が共同して行い、フランス刑事立法研究会で逐語的に再検討しつつ、全体の訳語や表現の統一を図った。

（井上宜裕）

子どもに対してなされる暴行、暴力行為、残虐行為及び加害行為の処罰に関する一八九八年四月一九・二二日の法律

第一条 次の諸規定が、刑法第三二二条に付け加えられる。

「満一五歳以下の子どもを故意に傷害しもしくは殴打した者、または、満一五歳以下の子どもに対して、その子どもの健康を危険にさらすほど、食物もしくは世話を故意に提供しなかった者は、一年以上三年以下の拘禁、及び、一六フラン以上二〇〇〇フラン以下の罰金に処する。」

「傷害、殴打、もしくは、食物もしくは世話の不提供から、二〇日以上の疾病もしくは労働不能が生じたとき、または、予謀もしくは待ち伏せがあったときは、刑罰は、二年以上五年以下の拘禁、及び、一六フラン以上二〇〇〇フラン以下の罰金となり、かつ、当該行為者は、刑罰執行日から起算して五年以上一〇年以下の間、本法第四二条¹⁰に列挙される諸権利を剝奪せらるる。」

「当該行為者が、嫡出子の父母、非嫡出子の父母、養父母、もしくは、その他の法律上の尊属、または、子どもに対する権限を有し、もしくは、監護権を有する者であったとき、二〇日以上の疾病または労働不能、予謀

または待ち伏せもなければ、刑罰は前項と同様となり、二〇日以上の疾病もしくは労働不能、または、予謀もしくは待ち伏せがあれば、刑罰は懲役刑となる。」

「傷害、殴打、または、食物もしくは世話の不提供から、四肢の欠損、切断もしくは機能不全、失明、片目の喪失、もしくは、その他恒常的身体障害が生じたとき、または、死を惹起する意図なく死亡結果が生じたとき、刑罰は有期徒刑となり、当該行為者が前項に定められる者であれば、刑罰は無期徒刑となる。」

「虐待が死を惹起する意図をもって日常的に行われていた場合、当該行為者は、謀殺または謀殺未遂として罰せられる。」

第二条 刑法第三四九条、第三五〇条、第三五一条、第三五二条及び第三五三条は、次のように修正される。

「第三四九条 身体的または精神的状態の故に、自身を身を守ることができる状況にない子どもまたは無能力者を人気がない場所に遺棄しまたは遺棄させ、放棄しまたは放棄させた者は、この行為のみを理由として、一年以上三年以下の拘禁、及び、一六フラン以上一〇〇〇フラン以下の罰金に処する。」

「第三五〇条 前条で定められる刑罰は、尊属、または、その他子どももしくは無能力者に対する権限を有し、もしくは、監護権を有する者に対しては、二年以上五年以下の拘禁、及び、五〇フラン以上二〇〇〇フラン以下の罰金となる。」

「第三五一条 当該遺棄または放棄から、二〇日以上の疾病もしくは労働不能が生じたときは、刑の上限が適用される。」

「子どももしくは無能力者に四肢の欠損もしくは麻痺が残ったとき、または、恒常的な身体傷害が生じたとき、当該行為者は、懲役に処する。」

「当該行為者が第三五〇条に列挙される者であるとき、本条第一項所定の場合には、刑罰は懲役刑となり、本条第二項所定の場合には、刑罰は有期徒刑となる。」

「人気のない場所への遺棄または放棄から、死亡結果が生じたとき、当該行為は故殺とみなす。」

「第三五二条 身体的または精神的状態の故に、自分で身を守ることができない状況にない子どもまたは無能力者を人目のある場所に遺棄しまたは遺棄させ、放棄しまたは放棄させた者は、この行為のみを理由として、三月以上一年以下の拘禁、及び、一六フラン以上一〇〇〇フラ

ン以下の罰金刑に処する。」

「当該行為者が第三五〇条に列挙される者であるとき、刑罰は、六月以上二年以下の拘禁、及び、二五フラン以上二〇〇フラン以下の罰金となる。」

「第三五三条 当該遺棄または放棄から、二〇日以上の疾病もしくは労働不能、または、第三〇九条第三項に定められる身体障害の一つが生じたとき、当該行為者は、一年以上五年以下の拘禁、及び、一六フラン以上二〇〇〇フラン以下の罰金に処する。」

「死を惹起する意図なく死亡結果が生じたとき、刑罰は有期徒刑となる。」

「当該行為者が第三五〇条に列挙される者であるとき、本条第一項所定の場合には、刑罰は懲役刑となり、本条第二項所定の場合には、刑罰は無期徒刑となる。」

第三条 一八七四年一月七日の法律第二条は、次のように修正される。

「第二条 父親、母親、後見人または雇用主、及び、子どもに対し権限または監護権を有する者が、無償であれ有償であれ、一六歳未満の自身の子ども、被後見未成年者もしくはは徒弟を、前条所定の職業に従事している個人

へ引き渡し、または、これらの子どもを、浮浪者、無宿者もしくは物乞いを生業とする者の支配下に置いたときは、第一条で定められる刑罰に処する。」

「前項に掲げる子どもを引渡しもしくは引き渡させた仲介者または代理人、及び、前条所定の職業に従事している個人に付き従うために、親または後見人の住所から離れることを一六歳未満の子どもに決意させた者も、前項と同様とする。」

「後見人は、有罪宣告によつて、必要的に、後見を解任される。父親及び母親は、親権の権能を喪失しうる。」

第四条 子どもにより行われた軽罪もしくは重罪、または、子どもに対して行われた軽罪もしくは重罪において、事件を付託された予審判事は、いずれの場合にも、検察官を聴問した上で、終局決定がなされるまでの間、暫定的に、子どもの監護権が、親、予審判事の指定する個人もしくは慈善団体、または、公的扶助機関へ委託される旨命じることができる。

但し、子どもの五親等内の親族、後見人または後見監督人、及び、検察官は、当該命令に対し、異議を申立てることができる。異議の申立ては、直ちに、裁判所の評

議部に対する単純申請によつて行われる。

第五条 前条の場合、重罪または軽罪を付託された法院または裁判所は、検察官を聴問した上で、子どもの監護権に関し、終局的に判断することができる。

第六条 刑法第四六三条は、⁽¹⁶⁾本法により規定され処罰される犯罪に適用される。

第七条 本法に抵触する旧規定は全て廃止され、以後、効力を失う。

（井上宜裕・大貝葵）

(1) Journ. off. du 21 avril 1898. D. 1898. 4. 41.

(2) 一八九九年法については、フランス刑事立法研究会訳「虐待されまたは心理的に遺棄された子どもの保護に関する一八九九年七月二四日の法律」法政研究七九巻四号五三頁以下参照。

(3) GARRAUD, R., *Traité théorique et pratique du droit pénal français*, tome 1, 3^e éd., 1913, p. 713.

(4) GARRAUD, op.cit. (note 3), pp. 713-718. また、DONNEDIEU DE VABRES の「現代の法律は、子ども

- の健康または道徳性を危険にさらすであろう親に対して、いくつかの措置を規定した」とし、親権の喪失を規定する一八八九年七月二四日の法律に次いで、本法を挙げてゐる DONNEDIEU DE VABRES, H., *Traité de droit criminel et de législation pénale comparée*, 3^e éd., 1947, p.160)。
- (5) D. 1898, 4, 41-42.
- (6) 同条は、父母、後見人、及び、子どもに対して権限を有しまたは監護権を有する者が、軽業師 (acrobatas)、『曲芸師 (saltimbanques)』、『香具師 (charlatans)』、『動物使 (moniteurs d'animaux)』、『サーカスの団長 (directeurs de cirque)』、『浮浪者 (vagabonds)』、『無頼漢 (gens sans aveu)』、『または、乞食を生業とする者 (gens faisant métier de la mendicité)』、『子どもを引き渡した場合を処罰する。
- (7) DONNEDIEU DE VABRES, op.cit.(note 4), p.160; GARRAUD, op.cit.(note 3), p.713. また、PÉDRON, Pierre, *Guide de la protection judiciaire de la jeunesse*, 3^e éd., 2012, p.50 参照。
- (8) PÉDRON, op.cit.(note 7), p.80. また、GARRAUD, op.cit.(note 3), p.713 も、本法の主たる目的は、「子どもに對してなされる暴行、暴力行為、残虐行為及び加害行為の処罰」としつつも、保護対象となる少年の拡大を本法の意義として挙げてゐる。
- (9) GARÇON, E., *Code pénal annoté*, tome 1, 1901-1906,

p.192.

- (10) その他、本法に關しては、DEBOVE, Frédéric, FALLETI, François, JANVILLE, Thomas, *Précis de droit pénal et de procédure pénale*, 4^e éd. 2012, p.159; MERLE, Roger, VITTU, André, *Traité de droit criminel*, Tome 1, 7^e éd., 1997, p.796; RENOULT, Harald, *Droit pénal général*, 2011, p.214 参照。
- (11) フランスにおけるいわゆる不真正不作為犯論をめぐる動向については、井上宜裕「不真正不作為犯と罪刑法定主義」立命館法学三二七・三二八号(上巻)(二〇一〇年)一五二五-一五四五頁参照。
- (12) なお、本件の被告人は被害者の兄であり、母親による世話の不提供に対する共犯的関与が問題とされた。
- (13) 井上・前掲注(11)一五二七-一五三八頁。なお、末道康之『フランス刑法の現状と欧州刑法の展望』(二〇一二年)五四頁以下参照。
- (14) 一八一〇年刑法第四二条は、公民権、民事上の権利及び家族法上の権利行使の禁止を規定する。
- (15) これは、四肢の欠損、切断もしくは機能不全、失明、片目の喪失、または、その他恒常的身体障害の内の一つを指すものと思われる。
- (16) 一八一〇年刑法第四六三条は、刑罰軽減事情(酌量減輕)について規定する。